

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」関連

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 吉野・スナイダー会談, 愛知大臣・マイヤー大使会談, 吉野、井川、スナイダー会談, 愛知外務大臣、ロジャース国務長官会談 キーワード (En): VOA 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43859">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43859</a>

契約書  
報告対象文書

## ④1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」調査 報告対象文書

報告書 文書No	日付	文書の件名
4-1	昭和45年12月22日	沖縄返還問題(本大臣・米大使定例会談)
4-2	昭和46年4月21日	沖縄返還問題(吉野・スナイダー会談)
4-3	昭和46年5月10日	沖縄返還問題
4-4	昭和46年5月15日	OKINAWA REVERSION : VOA RELOCATION COST ESTIMATES
4-5	昭和46年6月2日	沖縄返還問題(愛知大臣・マイヤー大使会談)
4-6	昭和46年6月5日	沖縄返還問題(吉野、井川、スナイダー会談概要)
4-7	昭和46年6月9日	沖縄返還交渉(請求権)
4-8	昭和46年6月9日	アイチ外務大臣、ロジャース国務長官会談
4-9	昭和47年4月12日	無題(吉野局長宛栗山条約課長作成メモ)

いわゆる「密約」問題に関する調査

報告対象文書

(4. 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」問題関連)

**【注意事項】**

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

3001 外務省電信案 (分類)

機密 (極秘の印) 無期限 部の内号 YYY

符号表示 暗 略 平 総第 22 162 号

第 236 号 昭和 年 月 日 時 分 秒 DEC 22 2 57

大至急 至急 普通 LTF 発電係

大 臣 官 房 長 事務次官 事務次官 参事官 官房長

主管局部課(室)名 アメリカ局長 アメリカ局北米一課

起案 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 北米一課長 246

協議先 条約課長 安全保障課長

大使 臨時代理大使 在 米 手場 総領事 代理 菅知 大臣 發

電 報 在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あり

件名 沖縄返還問題(本大臣・米大使定例会談)

22日夕刻約10時間に行たる会談  
概要次のとおり。

1. 対米請求問題および施設区域につ  
き本大臣よりこれぞレターキングパー  
を手交し、かつ口頭にて説明を行った。(別電126)

限電布

字 済

113

(※印内は電信録記入)

(昭和四二・七一改正)

2.

右に対し2件一大使より検討を約した事、  
取りあえがのコメントとして次の如く述べた。

(1) 請求問題については、  
① 米側提案は小笠原協定と同文で  
あり、これ外議会を通すのに最も良いと  
考えている。  
② 昨<sup>年</sup>のコミニケ作成交渉で再三  
申し上げたと思うが、「復帰は米国にとり  
出費を伴うことなし」との原則よりして、  
これら請求を満たすための財政支出を  
議会に要求することは、はなはだ困難で  
ある。

(2) ① 施設区域については、昨年の交渉  
に当り議会に対し「返還」土壌のは施設  
権のみで、米基地の存続は認め

3.

SAR」の説明<sup>は</sup>反し、日本側の一方的な決定で施設を明け渡す(SURRENDER)ことになり承服出来ない。もしも現存基地全てが神聖不可侵というのではないが、返還は米側の発意によらず(日本側の圧力)に屈した形では困る。

(四) (同席<sup>席</sup>のスピーチ<sup>公便</sup>より) 基地の必要かどうかの判定は軍事的判断に属する。また、REVIEWの必要は認められ、日本側) トーキング・パートナーの如く「詳細にわたる再検討」では極めて長時間を要しと2週間を合約なり。本土では不要になった基地を必ず返還し、米国の<sup>実</sup>に照らし、日本政府は国会に対し復帰後返還、されることがある

4.

るべしと説明するにこた<sup>い</sup>。然るべきである。大河原局長心得と自らの非公式に考え出したPROCEDUREが一つ一つの基地の詳細検討ではなかつた筈である。

又、右に対し同席の安川審議官、井川条約局長等より、米側には若干の誤解があると思われ、旨前置きの上、次の如く述べた。

(一) 請求問題について

(1) 当方の提案は協定案文についてではなく、協定署名までの請求をかけた方が必要があり、条文はその結果を見て協議するところにある。結果として小笠原協定と同様な表現となる。

(2) 「支出を伴う復帰」というが、これは請求は復帰によつて発生したのではない。

5.

また後帰の有無に「マ」が「ス」(復帰まで)  
解決されるわけではない。

(1) (本大臣より) 多々ある請求を事務当局  
ととも スクリーンに二まで圧縮したのが当  
オペーパーに出ているものである。

(上記に対し「ス」公使より、米側も請求  
に関するデータを集めて検討中であり、  
日本側とともに研究する用意がある。何れ  
にせよ、これは講和前補償の枠外と考  
える旨述べた)。

(2) 施設区域について一つ一つに関し本土  
での新施設提供の際の如きごまかす手続  
を言っているのではなく、国内に説明するに  
足る REVIEW が必要であると言っているの  
であり、これは平和条約発効前にも述べた

6.

ようなことが行われたと記憶している。何れ  
にせよ、返還協定署名までの合意に  
達することをしたい。

3. 「マ」大使より、米系外資企業につき前回  
の会談に続いて何か SPECIFIC RESPONSE  
をいただけないか。特にクエスチョナリに記入  
された各企業の質問事項への回答如何  
を質問したので、本大臣より、前回は原則的  
な考え方を示したのであり、具体的な点につき  
関係各所で誠意をもちて検討中との事、  
外務省よりもこれに促進した努力は所存  
する旨述べた。また「マ」大使より、VOAと  
並んでこの問題が最も困難であると述べた。  
4. 以上につきワシントンでは定例の協議を  
行ったとのみ述べることにした。

7.

5. コガ事件については別途電報のとおり。  
別電としてに沖縄に転達した。  
報

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限 部の内	符号表示 暗 略 平 第 2361 号	総第 22 163 号 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 23 004
大至急 至急 普通・LTF	発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和45年12月22日 起案者 電話番号 法眼 2467
---	-------------------------------	---

協議先

在 米 牛場 大 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 愛知外務 大臣 発

電 在 沖繩 高瀬 大 臨時代理大使  
報 総領事 代理 あて

件名  
沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) (機密)

往電米北一第 2360 号 別電1

電信課長  
山十村  
限定配布

1014

写  
済

(※印内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-





1970.12.22

2561  
Confidential

Talking Paper  
(Treatment of Claims)

In connection with the return of the administrative rights over Okinawa from the United States to Japan, the basic views of the Government of Japan as to how the unresolved claims of the people of Okinawa against the United States authorities should be treated, are as follows. The final position of the Government of Japan on the provisions concerning claims to be included in the reversion agreement will be determined in the light of the outcome of the discussions between the two Governments on this matter.

I.

1. The following claims should be settled by the Government of the United States with ex gratia payments in view of the principle of equity.

Restoration of Lands

In respect of claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950 to the private lands under the use thereof, legal remedies are provided under HC Ordinance 20. In respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or

before June 30, 1950, ex gratia payment was made by the United States under HC Ordinance 60, provided that the lands concerned were released from the use of the U.S. authorities on or before June 30, 1961. No remedy is provided, however, in respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or before June 30, 1950 to the private lands released or to be released during the period between July 1, 1961 and the reversion day. The mere difference in timing of release should in no way justify such substantive discrimination described above. Therefore, it is considered necessary that the Government of the United States make ex gratia payment at least to the same level as provided under HC Ordinance 60 for those damages to private lands which are now left without remedies. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for restoration compensation falling within this category amount to \$4,408,836.56 as of 1970.)

Personal Injuries and Deaths

Under HC Ordinance 60, the Government of the United States has made ex gratia payment to compensate for personal injuries and deaths of the people of Okinawa caused by the

*W. B.*

U.S. authorities during the Pre-Peace Treaty period. However, some claimants were prevented by the circumstances beyond their control from establishing their claims in accordance with the then required procedures and therefore from receiving above-mentioned ex gratia payment. For the reason of equity and for humanitarian reasons, it is considered necessary that the Government of the United States as the administering authority of Okinawa give special consideration so that the claimants falling within this category can also benefit from the ex gratia payment similar to that made under HC Ordinance 60.

(According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for compensation in respect of Pre-Peace Treaty personal injuries and deaths amount to \$573,954.18.)

*W. B.*

## 2. Submerged Lands

Construction involved in the expansion of Naha Port has resulted in the loss of approximately 10,000 tsubos of private land, which, though submerged under water, is still placed under U.S. leasehold in accordance with HC Ordinance 20. Since the submerged area cannot be treated as land, the situation described above is nothing but the loss of private property for the landowners concerned. It is therefore considered necessary that the United States take steps to provide the landowners with adequate redress.

As a matter of fact, since such submerged area cannot in any way be treated as land after the rescission of HC Ordinance 20, the termination of the present lease thereunder would inevitably give rise to claims for compensation for the loss of the said piece of land.

3. Commonage

Common of estovers on certain public lands traditionally enjoyed as communal profit has been lost or drastically curtailed as a result of restrictions imposed upon the access of the inhabitants concerned to such lands due to the use thereof by the U.S. authorities. If the claims of such inhabitants prove to be meritorious, the United States Government is requested to take appropriate measures with a view to bringing about satisfactory settlement of the question.

II.

With respect to claims, either pending or latent at the time of reversion, the remedies for which may be sought under the laws of the United States or local laws of Okinawa applicable during the period of the United States administration, it is expected that the Government of the United States provide suitable procedural machinery for it to deal with and settle such claims after reversion. The Government of Japan is prepared to discuss the modalities of such machinery and formulation thereof. Claims in this category include the following:

(1) Claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950, which are to be settled

in accordance with the procedures set forth in HC Ordinance 20.

(2) Claims arising out of loss or damage to fishery rights and those related to the rentals of the lands leased under HC Ordinance 20, presently processed for settlement by the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands.

(3) Claims arising from personal injuries and deaths caused by the U.S. Forces as well as from pollution and other hazards and nuisances attributable to the presence of military bases, which may be the subject of settlement under Foreign Claims Act.

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) <b>極 秘</b> 無 期 限	符号表示 暗 略 平 第 2362 号	総第 22 164 号 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 23 0 0 5
大至急 (至急) 普通 LTP	発電係	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北木才一課長	主管局部課(室)名 米北 / 起案 昭和 45 年 12 月 22 日 起案者 電話番号 法眼 2467
協議先		
在 米 牛 場 (大 使) 臨時代理大使 総領事 代 理 あて 愛知 外務 大臣 発		
電 在 沖 繩 高 瀬 (大 使) 臨時代理大使 総領事 代 理 あて		
件名 沖 繩 返 還 問 題 (本 大 臣 米 大 使 定 例 会 談) (付 録 別 紙)		
住 電 米 北 - 第 2360 号 別 電 乙		

193 写 洋

Confidential

極 秘  
無 期 限  
15 分 の 内  
12 号

1970. 12. 22.

Talking Paper

(Restoration of the lands to be provided  
the United States upon reversion under the SOFA)

With respect to the private lands presently leased under HC Ordinance 20, which may be provided as facilities and areas under the SOFA upon reversion, the Government of Japan is prepared to agree to a formula whereby upon the eventual release of the lands concerned, the questions relating to restoration and to the disposition of the U.S. assets left thereon shall be dealt with in the same manner as under Article IV of the SOFA. The said formula, however, will not apply to such private lands now under the use of the U.S. authorities, which may be agreed not to be provided after reversion as facilities and areas under the SOFA, since the question of restoration of such lands is to be dealt with under HC Ordinance 20.

The question relating to the formulation of the formula described above will be discussed later between the two Governments.

機密表示 (極秘・秘の朱印)		符号表示		※ 総第 22 165 号	
極秘 無期限		暗 略 平		※ 昭和 年 月 日 時 分 発	
YMYM 号		※ 第 2363 号		DEC 23 11 55	
大至急 (至急) 普通 LTF		※ 発電係		n n 5	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長		主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長		主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 45 年 12 月 22 日 起案者 電話番号 法眼 2467	
協議先					
在 米 牛 場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて 愛知 外務 大臣 発					
電 在 沖 繩 高 瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて					
件名 沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) (限定配布)					
往電 米北 1 第 2360 号 別電 3					

限至配布

154

写 齊

(昭和四二・一七・一) 改訂

GB-

2363  
3  
Confidential  
極秘  
無期限  
15 部以内  
10 号

1970.12.22.

Talking Paper

Detailed information is requested by the Government of Japan concerning the U.S. management of the public lands during the time of the U.S. administration of Okinawa, including the following:

- 1) Present conditions,
- (2) Modalities of their utilization, including uses by the U.S. authorities or leasing to private firms and individuals,
- (3) The operation of fiscal machinery such as funds, if any, established for the management of these lands,
- (4) Details of the earnings (reportedly to be about \$700,000 per annum) from the management of these lands,
- (5) Details of expenditures of such earnings, including specific purposes for which the expenditures have been made.



一そのような問題が見出され、これが合理的な請求であると判断される場合には追加的に問題が提起されることもあり得ますので、あらかじめお断りしておきたいと思ひます。

3 トーキング・ペーパーに示された考え方は、並に現地から提起されたもろもろの請求に関する問題を詳細に検討し、スクリーンしたものでありまして日本側としてはきわめて合理的な提案であると考へておりますので、米側においておが方の懸念を十分理解され、本件解決に協力していただきたいと思ひます。

4 なお、既に述べましたごとく、本件は複雑多岐な問題を含んでおりますので、それらの技術的立場については、必要に応じて、いずれ事務当局からも十分に説明させたいと思ひます。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	22 167 号
<b>極秘</b> 無期限	暗 略 平	昭和	年 月 日 時 分 秒 DEC 22 2 3 1 2
第	2365 号	大至急	至急 普通 LTF 発電係

電信課長 子林

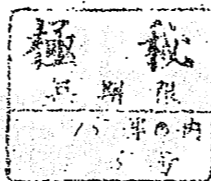
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北木才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 起案 昭和 45 年 12 月 22 日 起案者 電話番号 法眼 2467
協議先		
大使 臨時代理大使 在米牛場 総領事 代理 あて 愛知外務 大臣 発		
電 報 在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて		
件名 沖繩返還問題 (本館・米大使定例会談) (限定通達)		
往電米北 - 第 2360 号 別電 5		

昭和四二・七一 改正

限定配布

写済

311



施設・区域ペーパーに関する  
大臣発言案

昭和45/2/22

アメリカ局北米第一課

1. このペーパーの主眼とするところはすでに大  
利原アメリカ局長心得よりスナイダー公使等に  
屢次甲し上げていると伺っているが、米側案第  
3条に対する当方の考え方をここにはじめて文  
章にしたものである。これを御検討願つた上、  
S T G や外交ルートでの協議を行ない、1日も  
早く互に満足すべき解決に到達したい。
2. いりまでもなく日本の安全保障にとつても在  
沖米軍の機能が有効に保たれることは肝要で  
あり、このためにも復帰後の基地提供は当然で  
ある。しかしながら、既存の米軍基地を全くそ  
のまま提供しなければ安保条約の目的とする  
ところを達成できないなどということはありません、  
昨年の総理・大統領会談でも100パーセント  
提供するとは約束しておらず、現に共同声明発  
出後本大臣は、「既存の米軍基地がそのまま既

得権として存続するものでないことは自明の理  
である」と説明している次第である。

3. 在沖米軍基地に対しては、現地のみならず本  
土においてもある国民感情が存していることは  
否めない事実であるが、政府としてはいやしく  
も米軍に提供することと決めた施設であれば、  
あくまでこれが正当性を主張しなくてはならな  
い。そのため提供に先立つて政府自らこの基地  
は安保条約の目的に照らして必要であることを  
十分納得すべきことは当然である。でなければ  
政府は国会その他の場で確信をもつて国民に対  
し説明できないのである。
4. 基地が真にその機能を発揮するためには、住  
民の理解と支持をえなくてはならないことは御  
承知のとおりであるが、最近の不幸なコザ事件  
が端的に示すごとく、沖縄住民の心理はまこ  
とに複雑である。那覇市街地内外の軍用施設の  
返還の必要性については、すでに貴大使に申し  
上げたとおりであるが、右のほかにも返還ない  
し整理統合が望ましく、しかもそうすることが



米軍の機能發揮に支障のないものがあると備じている。

(注：先方質問あれば、目下使用していないヨミタン、モトブ、伊江島の各飛行場、モトブの石切場、各ビーチ、ゴルフ場等を例示する。)

これらについても偏見をすて虚心坦懐に適当な場で商合わせて行くこととしたい。

さらにこのほか備々の施設につき、付近住民の要望等も多々あることでもあり、これもあわせて商合せしめで行きたい。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     極 秘 無 期 限                 </div>	符号表示 暗 略 平 第 2366 号	総第 22 168 号 ※昭和 年 月 日 時 分 秒 DEC 23 0 0 1 8 大至急 (至急) 普通・LTF ※発電係
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 45 年 12 月 22 日 起案者 電話番号 法眼 2467
協議先 在米牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 愛知外務 大臣 発		
電 在沖繩 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて		
件名 沖縄返還問題(本大臣・米大使定例会談)(限定配布)		
往電米北一第 2360 号別電 6		

漢 限定配布

506

写 済

(※印刷内は電信課記入)

昭和四二・七一 改五

GB

秘  
無期  
8  
5

Confidential

Working Paper  
(Facilities and Areas)

1. In the Joint Communiqué of November 21, 1969, Prime Minister Sato and President Nixon agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

Article VI of the Treaty defines the purpose of granting the use of facilities and areas as contribution to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East. It follows from the foregoing that in granting the use of particular facilities and areas in Okinawa, there must be agreement between the governments of Japan and the United States that they fit the purposes of Article VI cited above.

2. In order to arrive at the agreement mentioned in 1. above, it is necessary to make a full and detailed review of the United States installations and sites in Okinawa to be granted the use after reversion as facilities and areas under the Treaty and the SOFA. Such review could

take

take place within the framework of the Japan-U.S. SOFA Task Group, substantive agreement to be reached subsequently through diplomatic channels.

3. The draft Article III proposed by the United States side does not take into account the foregoing considerations. Further discussion by the two sides is needed for a mutually acceptable text clearly reflecting such considerations to be worked out.

(Note: The views of the Japanese side on the so-called Okazaki-Rusk formula have been transmitted to the U.S. side on November 11, 1970.)

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
9 号

沖縄返還問題  
(吉野・スナイダー会談)

昭和46 年 8 月 2 日  
アメリカ領北米第一課

2 日吉野アメリカ局長は、ワシントン会議出席後毎日の在京米大使館スナイダー公使と本件につき会談し、協議案を全般的にレビューしたところ、要旨次のとおり。(井川参事局長列席)

なお、スナイダー公使は、今般の会議により主要な問題点について米側関係者の合意がえられ、詳細な点を除き本 2 日正式な調合に達したところ、今後懸問題につき (1) SUBSTANCE の詰めと、(2) DRAFTING の作業を並行して行なうこととし、次回愛知大臣・マイヤー大使会談までに合意しうる問題(送達の際軍情報学校、第三回訓練問題の取扱い等)については合意に達しかくより取り進めたい旨述べ、当方これを了承した。

1. 外資系企業取扱い問題

(1) 先方より、米側は商務省関係者を含め本件進捗より懸念して満足しているが、(2) 琉球外資法ライセンスの DE FACTO REVALIDATION

(現実の業務内容ではなく、未使用の投資券を含む免許の内容そのものの承認)、(3) 在沖米企業の本拠を沖縄に限ることはやむをえないとしても、本土における活動も承認すること、(4) 米企業による国庫有地賃貸借の継続の保障、(5) 自由業者の資格承認、(6) 大企業取扱方針の確立、(7) 日本側トーキング・パートナー候補「E」についての詳細な説明等未解決の問題については、交換公文により合意を図ることとしたく、またかかる一般的アソシエーションによつてカバーされない個々の問題点については、日本政府より各企業に対し個別に回答ありたい旨要請。

(2) これに対し当方より、(1) 琉球ライセンスの DE FACTO REVALIDATION は技術的にも困難であるが、日本の法令に従い、実質的には上掲と同様の取扱いを行なう方針である、(2) また交換公文による合意という点については、日本側は愛知大臣参事マイヤー大使あての一方的書簡をもつて処理する方針で諸般の準備を進

めてきている、そもそも日本側がとるべき措置には立派の必要なものも含むので、立派措置にさきかけて交換公文により法的な合意を図ることは絶対にできない旨指摘。先方は商標の形式については考慮の余地あるも、同業者は本件の特許化すら進んでいるのであり、彼らが直接国会等に働きかけるのを思い止まらせる等業者の取得に十分役立つ DEVICE が欲しく、いずれにせよ文書については事前に本側と協議ありたい旨述べた。

(4) 先方より INTERNATIONAL DAIRIES 社の問題に普及、当方より、農林省は従来の立憲を踏つて、同社に対し 100% 外資の場合でも沖縄内に限り業務承認を認める(ただし、本土で営業を営むのであれば 50-50 の条件を課す要あり。)との立場を提示越した旨述べた(ただし、輸入クォーターについては、上記が本土の専業商を通じて担当せられるとの原則はまげられないので、同社の従来の営業は尊重されようが、徹底的な保障はできない旨付言。)

(4) 当方より、海運業につきカボタージュは認められない旨指摘。

2 航空問題

(1) 先方より、米機はカボタージュ一般の承認方の要請は撤回するが、暫定期間としては 7 年 (ノー・チャージ) を希望、また本土の拠点と那覇間の GOVERNMENT CARGO, MILITARY CARGO の運送は承認ありたい旨述べた。

(2) 当方より、那覇島嶼の上陸合意を開始すべきも、最終的合意は交換公文との関連で行なわれるべき旨指摘。

3 YOA 問題

(1) 先方より、本機は在沖 YOA の無制限承認を望むものではあるが、日本側から「暫定承認」の具体案につき提示があれば、本機が移転費用並びに移転先での施設建設費用等を一切負担せずとの条件で、移転につき合意に際する用意がある、ただし、移転先の問題については、YOA 沖縄を道に<sup>(注)</sup>、他に移転先<sup>(注)</sup>と<sup>(注)</sup>いつた形、いずれかの国に

BARGAINING POSITION を与えることには難行た  
く、また(付)沖繩のAが要請となつてフィリ  
ピン、台湾等既軍地帯全体にわたる<sup>1/1</sup>、<sup>1/1</sup>圧力が  
強まるがごときことのないよう慎重を期する  
要ありと述べた。

(2) 当方より、新設<sup>1/1</sup>施設の建設費までも日本  
が負担するのは法的に説明が困難であり、A  
の暫定期間内存続の点と併せ、国会の承認  
取付けはまず不可能なる旨説明。先方は、  
いずれにせよ、日本側の具体的な提案をまつて  
細部についても協議したい旨述べた。

4. 施設・区域

先方より、統合参謀本部、CINCPAC の関係者  
とも話しつた結果なりとして、次の趣旨を述べ  
た。

(1) 那覇空港

同程度の港を他に建設するには50~70  
百万ドルの費用を要し、上記は日本両側の負  
担限度をはるかに上回るものと思われる。ま  
た沖繩の兵站地帯としての役割増大に伴い

STORAGE の増加も必要となつているので、軍  
需部分の必要性は非常に高い。

(2) 那覇空港

A の要請及び普天間への移駐は考えた  
が、(付)沖繩のAは在日本、フィリピン  
のAのキャンプを越える対潜防海上の要  
需<sup>1/1</sup>となつているので、本土移駐は無理であり、  
(付)要請については、向う2年間、空軍は費  
用切迫のため台湾等の基地を縮小して要請  
に統合を行なう方針であり、使用増大が見込  
まれるほか、必要施設(駐機場、エプロン、  
ハンガー、特殊機器庫内施設)の建設(宿舎  
は別<sup>(1)</sup>)に15百万ドルを要する。また<sup>(1)</sup>  
普天間については、移駐費用は14百万ドル  
であるが、着定費、気象、修理条件等要請  
に比して遜色がある等懸念がある、むしろA  
の移駐については、假令後合同条の枠内の開  
議として処理することが、費用の面等からも  
得策ではないか。

(当方より、移駐費用を日本側が負担する

場合でも、その等価は租税なりやと置したに對し、スナイダーは、それが宙舟の印象である旨回答。）

以上のほか条項より、仮に租税控除を全面返還の場合でも、緊急の場合等必要に於いての同空器持使用の保証を~~■~~えたいと述べた。

(4) 手紙マシン・キータ

毎日に返還の見込。

(5) マキナト住居区域

同租税の住居区域が本國が一切費用を負担せざる条件で他で建設されうる場合返還の用意あり。(当方よりの質問に對し200の枠外なりと回答。)

(6) その他の施設・区域

素速早々具体的に提示しうらと思ふが、本國は相当多数の施設・区域(一時使用講習地等を合す)の返還、面談訓練を考慮している。

5 資産引渡問題

前22日以前手続の資産引渡交渉の露上本國より説明する由。

6 協定条文

スナイダーより、CONFIRMATIONを授けるものもあるがと前置きの上次の趣旨を説明。

(1) 前文

日本側案にて合致。

(2) 第1条(返還債権)

合意調事案において適用範囲を新條文で示すことと提案する。<sup>(としたく、その文意はあらためて)</sup>(当方、これを大に承諾するわけにゆかざる旨述べた。)

(3) 第2条(条約の適用)

日本側案にて合致。

(4) 第3条(施設・区域)

合同案における提供手続の遅延に備えなんらかのセーフガード条項が必要なりとの本國の立場は変わらない。

(当方より、かかるセーフガード条項は不要であり、小笠原方式は採用しえないとの日本側立場は変わらない旨再説。)

(5) 第4条(請求権)

日本側が現地からの請求を合理的な範囲に整理されたことを高く評価するが、露和前條

債等についても、政府は議会に対し将来追加支出はなかるべき旨コミットしており(なか、議和前後債に關する本国会附議を通じ、議院も上記コミットメントに参照しかる由付書)、日本側對米債の支払いは遺憾なきを期す。EXPLOREすべき点としては面積/エアーカー、領領約/も百万ドルに及ぶ租立地を日本が引継ぎ、埋没地の復元整備等の支払いに充当する方策が考えられる(本側が上記租立地を復舊前に売却することはしないと付書した。)

(4) 第5条(裁判引継ぎ)

日本側能力を評価しており、最終的調合には接していないが、日本側案を受諾しうるものと思う。

7. 労務、航空管制問題等

- (1) スナイダーより、8日 BRG 会合に關し、本側より提出せる労務問題本側合意案中プランクになつている「退職金」の項については、明22日以降の資産引継交渉の際一案を提示すべき旨説明。

- (2) わが方より、電氣通信関係のものについては、要次本側關係者に指授したとあり、地位協定及び合意以上の表現には出られない旨説明。

8. 在沖米軍部隊

- (1) 当方より、最近国会等において、第7心理作戦部隊、第7特殊部隊群(グリーン・ベレー)、太平洋陸軍情報学校、BR7/遺構、陸軍混成サーヴァイス部隊(USACSG)等のいわゆる特殊部隊が防衛の中心となつており、愛知大臣等より専ら強硬的なラインで答弁を行なつてきたところ、前記の事情からして、各部隊の実態につき是支えない範囲で説明を行なわざるをえない状況になつているので、必要資料の提供等配慮ありたい旨要請。

- (2) さらに当方より、(1)陸軍情報学校のごとく第三國の軍人に情報教育を行なうもの、及び一般に第三國人の訓練は安保条約の目的上も復讐後はこれを許容しえず(先方は、その点は日本側の意に沿うべく十分考慮しかる旨回答)、(1)BR7については、たとえば「開港

○任務は合従的な偵察、気象観測等に限られ、  
偵察、航空偵察は一切行なっていないとの趣  
旨の未開文書（たとえば、4-2機に関する  
1940年5月17日付大使館簡のごときもの。）  
をえたい旨要請（先方考慮方為す。）、また  
（第7心算作戦部隊のごとく本國のサイミン  
トン小委の報告書ですら問題視されているも  
のについては、国会審議に際しこれを説明  
するのが困難なる旨要請（先方は、サイミン  
トンは本國政府の意思を代表するものではな  
い、本部隊の任務は兵站、支那関係であつて、  
COMBAT OPERATIONを行なうわけではなく、か  
つ、日本にも分遣隊を有しており、安條条約  
の目的に反するものとは認められない。日本  
軍がかかる部隊の撤去を要求するのであれば、  
佐藤・マクソン共同声明中の韓國の完全主権  
にもかかわり本國で問題となるべく返還交渉  
自体を撤回せざるをえなくなる、従つて本件  
は本國に報告しないと述べた。）、（米陸軍  
構成グループについても説明が必要と要請（先  
方は「LOGISTIC活動なり」とのみコメント。）。

## 2. その他

防務交渉（近々カーチス中將より陸軍庁に對  
しアプローチがある予定の由）、機動隊字問題  
（本國は処理する意向なしと述べた。）等につ  
いても詳及。

## 10. フロス対策

海軍の結果、「本日は全般的に詰合いをトド  
ムし、協議を行なつたが、個々の問題につ  
いては申し上げられない」との趣旨をもつて落着  
しくこととし、また要知大臣、マイヤー大使  
会議につき要知ありたる場合は、近日中に開催  
の予定とのみ回答。（後刻アメリカ局長より記  
者団ブリーフ済み。）



極 秘  
無 期 限  
5 部の内  
5 号

(官房長官ブリーフ用資料)

沖縄返還問題

昭和44.5.10  
アメリカ局北米第1課

4月26日の愛知・マイヤー会談、28日終了の財務交渉等を総合したところ、交渉の現状次のとおり、なお、明11日愛知・マイヤー会談を開き、さらにつめることとしている。

(1) 協定前文

日本側案にて合意の旨確認済み。(ただし一部文言につき米側は本国政府に諮問中。)

(2) 施政権返還及びその範囲

(1)と同じ。(返還区域の<sup>具体的確認</sup>は合意議事録による方針。)

(3) 施設、区域

(1) P3移駐については米側の反応まち。

14

(日本側は那覇空港の完全返還を資産交渉妥結の条件としている。)

(4) マチナト住宅区域については復帰後代替施設<sup>提供</sup>を条件に返還を約してもよい旨米側は示している。(ただし財政負担過重を理由にわが方国内に異論あり。)

(5) 米側は、施設・区域の提供合意手続が復帰時までに完了しない場合にも<sup>現状の手続</sup>使用しうる<sup>使用しうる</sup>との趣旨の保証をうることを要望している。日本側は、右は実質的に岡崎・ラスク方式となるのでとりえず、すべての<sup>提供</sup>合意手続は復帰日までに完了するとの建前であると反論している。目下<sup>提供</sup>探索中。  
妥協方式

(4) 請求権

米側より、問題は要求の<sup>（講和前の質変更に基づく復讐権）</sup>妥当性ではなく、<sup>（取得）</sup>財源の問題<sup>（か）</sup>あり、議会に對してもこれ以上の予算支出は行なわない旨の拘束をしているので、困難な立場にあるが、対策を考慮中なる旨述べて<sup>（なり、解決しない。）</sup> ~~\_\_\_\_\_~~ <sup>（この条を除いた）</sup> 条文案につき、本明日中位に米側に提示する予定。

(5) 資産引継ぎ条項

3 会社、基地外道路、行政用構築物の引き継ぎに関する条文案につき国内協議は終了し、本明日中位に米側へ提示する予定。

(6) 財政交渉

種々条件つきで協定明記分は300とすることで一応話しがついているが、米側の

最終回答は来でない。

(7) 外資系企業、自由業

愛知大臣よりマイヤー大使あて書簡案に關し、琉球政府のライセンスの効力承認、輸入割当、酪農製品業、自由業者等の問題点につき対米、対内<sup>（折）</sup>衝中。

(8) VOA

米側は無期限存続の立場を変えていないが、強いていえば10年間の存続を要望、わが方は3年以上の暫定期間を考慮することとは困難なる旨指摘している。米側は移転<sup>（等）</sup>費は日本政府が負担すべき旨主張しており、双方の主張はなお対立している。

(9) 在沖米軍特殊部隊

第7 ~~\_\_\_\_\_~~ 理作戦部隊、第1特殊部隊群、

太平洋陸軍情報学校等のいわゆる「特殊な  
部隊」につき米側の善処を要望。(たとえ  
ばSR-71機については日-2機の際の  
如き声明発出等を考慮されたい旨要望。)

5.17 5/17 5/17 5/17 5/17 5/17 5/17 5/17 5/17 5/17

極秘

SECRET

May 15, 1971

OKINAWA REVERSION: VOA RELOCATION COST ESTIMATES

OKINAWA RELAY STATION OCCUPIES TOTAL LAND AREA OF 269.33  
ACRES AND TOTAL COST OF STATION WAS DOLLARS 7,716,000.

IT WAS BUILT IN 1953, AND HAS BEEN CONTINUOUSLY MAINTAINED  
AND IMPROVED. FOLLOWING IS BREAKDOWN OF COST ELEMENTS,

ACCORDING TO OUR NORMAL BUDGET FORMAT.

- |  |           |
|--|-----------|
| ① SITE ACQUISITION (269.33 ACRES)  | 317,000   |
| AT \$1176. each (NOT ACTUAL COST BUT IMPUTED FOR COSTING OF SUBSTITUTE FACILITY) |           |
| 2. ARCHITECTURAL AND ENGINEERING   | 398,000   |
| 3. ADMINISTRATIVE SERVICES AND SUPPLIES  | 75,000    |
| 4. EQUIPMENT   | 2,450,000 |
| 5. CONSTRUCTION AND INSTALLATION   | 3,100,000 |
| 6. ANTENNA SYSTEMS   | 1,000,000 |
| 7. SHIPPING  | 151,000   |
| 8. HOUSING   | 225,000   |

TOTAL COST DOLLARS 7,716,000

REPLACEMENT COST OF THIS PLANT IN 1976 IS ESTIMATED ON  
BASIS OF INFLATIONARY RATE OF 5 PERCENT FOR 23 YEARS,

OR 115 PERCENT INCREASE. ESTIMATED REPLACEMENT COST IS

THEREFORE DOLLARS 16,589,000.

about 16.5 million dollars (estimated)

① 日本側はOK (2024)  
② 日本側はOK (2024)  
③ 65A5 予備用機はOK  
some memorandum

SECRET

日本側はOK (2024) 1機はOK (2024) 1機はOK (2024)  
-no official reaction-

極 秘  
無 期 限  
字 3 部 の 内  
号

極 秘  
無 期 限  
8 部 の 内  
7 号

沖縄返還問題  
(愛知大臣・マイヤー大使会談)

昭和46.6.2  
アメリカ局北米第一課

2日午後行なわれた愛知大臣・マイヤー大使会談概要次のとおり。(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使ほか同席)

1. 上院対策

マイヤー大使より、最近来日のスコット上院議員から聞いたが、若干の議員が返還協定が否決されては困るので、上院に提出しないよう大統領に進言しようとしている由であり、自分としても憂慮している。ただし、沖縄と経済問題は絡ませたくないとの趣きを述べたので、愛知大臣よりも、上記議員の進言云々は初耳であるが、自分も上院通過を決して楽観視してはいないと述べた。(なお、マイヤー大使より、本2日夕刻総理大臣訪問の際上記につき申し上げるべき旨付言した。)

2. 実質問題

(1) 愛知大臣より、P-3についてはただ今大

蔵省から連絡があり、ジューリック特別補佐官が台北から柏木氏に電話で、ケネディ大使はP-3を追加費用要求をやめてそのまま移転させるとの考えをACCEPTするに至った趣なので、これにて320、P-3、請求権、第8項及びVOAについて全部実質的合致をみたというべく、これらの点につき確認をえたいと述べた。

(2) マイヤー大使より、320、VOA、第8項についてはそのとおり確認した後、請求権については、日本案が妥当なる旨何處もワシントンに申し送っている(たとえば、先日アーヴィン國務次官、グリーン次官補日本通過の際もこの点を強く具申した。)が、ワシントンでは下院の本件に関する実力者を説得する要ありとして来日回答をよこしていないと述べた。上記に対し愛知大臣より、折角1つのパッケージとして解決を計つてきたのであるから、是非日本案どおりにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使は、よく理解して

いるので極力努力を続けるべき旨を明らかにした。

- (3) マイヤー大使より、P-3については初耳だが、本当であればまことに喜ばしいことである。ここだけの話だがジョンソン國務次官はこの点きわめて熱心に日本のために動き、軍部説得に大きな役割を果たしている。対政面についても同じように努力しているのではないかと思うと述べた。

### 3. 残された諸問題

- (1) 愛知大臣より、パリでのロジャーズ國務長官との会談では協定の署名をドラマタイズするとの協議に集中したく、難しい問題は是非その前に片付けたいと述べた上、協定自体に係る問題は既に結着したとみてよいかと質問、第Y条の PAYMENT SCHEDULE (条約局長より、本日中に日本案を提示の予定)、その他若干の細かな問題以外はしかり、ということであった。

- (2) 協定そのものの以外の点については、マイヤ

一大使より、FEBO、航空及び弁護士(2、3)の者が自分が加えられることを強く要求しており、トラブルを起しては困るのでなんとか解決したいと考えている。)の諸問題ありと指摘、愛知大臣、マイヤー大使とも、これらすべてを片付けるべく来たる4日マイヤー大使の一時帰国出発前に再び愛知大臣・マイヤー大使間で会談することに一致した。

### 4. 署名式

愛知大臣より、なんらかの形でニクソン大統領が署名式のテレビに出られることを是非望む旨述べたところ、マイヤー大使はただ今國務省でこの点につき努力中なる旨答えた。

### 5. プレス対策

双方協議の結果、(1)マイヤー大使より、一時帰国の上ワシントンの各方面(議会を含む)と協議することを伝えた。(2)協定作成については、(外部との関係では)パリで総統討論されることとなっている項目(V.O.A、請求権、P-3等)以外は進展をみせた。(3)署名の日取りはパリで

愛知大臣とロジャーズ長官との間で決定され  
と説明することとした。

極 秘  
無 期 限  
10 部 の 内  
10 号

沖縄返還問題  
(吉野、井川・スナイダー会談概要)  
昭和46.6.5  
アメリカ局北米第一課

6月5日朝行なわれた会談概要次のとおり。

(当方：吉野アメリカ局長、井川条約局長、橋本参事官、千葉北  
米第一課長、宮川安保課長、中島条約課長)

先方：シャーマン参事官、シュミッツ法務官程か同席)

(※5日0800Dにて電報せる事項)

1. F.E.B.C.その他電波関係※

(1) わが方より、愛知大臣、井出大臣と再度協  
議した結果であるとして、2周波(1波は日  
本語放送、1波は英語放送)を認めるが、英  
語放送用周波数については暫定的に3年間に  
限り認可し、さらに更新の申請があれば、日  
本語の方は更新を許可し、英語の方は2年間  
につき SYMPATHETIC CONSIDERATION を払う(実  
際には認める)との案を提示した。これに  
対し米側より、英語用周波数が暫定的に認め  
られるにすぎない点について本国政府がいか  
なる反応を示すか不明なるも、上記案にて請

調してみると述べた。しかしながら、同席の藤本電波監理局長より、実際問題として3年後の審査は委員会により行なわれることとなり、政府はこれをコントロールできない状況にあるので、むしろ現行法を本件のため改訂するより有効な手がなく、従つて英語放送については5年間暫定的に認めるといふ特別措置法を制定する以外に道がない。この特別措置法の立案趣旨を法制局その他に説明するための便宜として、日米間で文書により5年の期間を明らかにする必要があると述べた。よつて目下懸案になつている愛知大臣・マイヤー大使書簡において、(イ) F E B C は日本語放送のため引続きノ波を保有する、(ロ) そのほか英語放送のため5年間に限りもうノ波を与えられるといふ趣旨を謳ふ必要があるといふことで、日米双方合意し、その文案についてさらにつめることとなつた。

(2) 軍用補助アマチュア無線については、本土における終戦後の例にない、返還後2年間基地外の操作も許可することに合意した。

(3) 米軍艦沖繩において最近新設したラジオ放送第2波については、わが方がこの廃止を求めたところ、先方はもう一度再考するより関係方面を説得する旨応答した。

## 2. 防衛に関する取決め

(1) スナイダー公使より、29日に安保協議委を開催するといふことで、本件取決めを上院議員等にSELLできると思ふが、そのためには新聞発表等のアナウンスメントのみならず、なんらかのフォーマリティー、たとえば愛知外務大臣、マイヤー大使間の書簡交換が必要であり、文言としては「S.O.G. APPROVED THE ARRANGEMENTS CONCERNING THE TRANSFER OF DEFENSE RESPONSIBILITIES AS EMBODIED IN KUBO-CURTIS AGREEMENT」といつた表現が考えられると述べた。

(2) これに対しわが方より、安保協議委においては本件取決めを承認（または採択）する（取決めの内容は公表される）のであり、米側の要求するような大臣・大使レベルの署名は

必要をかるべし、しかし米側がフォー・マリチ  
ィーを強く望むのであれば、「6月29日の  
安保協議委は日米両国防衛当事者間の討議の  
結果を承認（または採択）する。」との趣旨  
を取決めの前文として付け加え、その AUTHORITY  
の下に久保防衛局長、カーチス中將がサ  
インを了するという手続で十分である旨述べ  
た。結局今後上記両案につき事務レベルで至  
急検討を進めることとなつた。

### 3. 航空

スナイダー公使より、本國の訓令接到、コン  
チネンタルに関する O A B 決定が遅れている（  
ただし、署名に間合<sup>い</sup>うと思ふ）ので表現振りに  
問題あり、追つて事務当局同志に協議せしめ<sup>ら</sup>た  
し、と述べた。

（注：後刻ランヂ参事官より北米一課担当官に  
対し、上記訓令は大使館としても不適當と  
思ひ、目下本國に強く押し返している旨連  
絡があつた。）

### 4. 国連軍施設・区域

スナイダー公使より、在沖米軍施設の若干(4)  
を復帰後国連軍協定により、国連軍施設として  
DESIGNATE しようとの点を確認したしと述べた。  
当方より、まず米軍施設・区域が確定すること  
が先決であり、従つて(1)返還協定署名後に、(2)  
使用の具体的目的につき説明を受ける等協議を  
行なつた上、(3)復帰日以降国連軍協定合同委で  
FORMALIZE すべきものである旨指摘。先方は従  
来本土において行なつてきたと同様に処理  
することとしたしと述べ、本件については今後  
引続き検討することとした。

### 5. 外資系企業

スナイダー公使より、若干の問題につき追つ  
て事務当局同志で協議せしめ<sup>ら</sup>たしと述べた。

（注：後刻ダットン書記官より、保険代理店セー  
ガー及びヘンドリックス弁護士の取扱いにつ  
いて要望あり、当方より、セーガーの件につ  
いては米局長より大蔵省保険部長に検討方申  
入れずみ、弁護士については、法務省として



はヘンドリックスが<sup>終</sup>継続して弁護士業務に従事していることを自ら証明すれば、問題は解決するとの立場であると述べた。

6. UNITED SHAMANS SERVICE CENTER (USS)

スナイダー公使は米本国からUSSをリストAに「NON-APPROPRIATED FUND ACTIVITIES」を行なう米軍機関（すなわち、地位協定/5条機関）への改組を条件とする旨のANNOTATIONを付して、記載すべしとの強い訓令に賛している（米側は本団体をニューヨークのUSS（親たる公益法人）から切離し、利用者も地位協定の規定に適合するようしほるとの意向）として配慮方要請。当方より、現在軍関係の機関でないものを施設・区域のリストAに記載することは困難であるが、米側のたつての望みであれば、復帰目前までに地位協定の定める要件を充足する機関となるよう必要な改組を行なうことを条件として、Aリストへの記載を認める。」旨をトーキング・ペーパー等で確認する、あるいはAリストに同趣旨のREMARKSを付することが必要なる旨述べた。

7. バックナー記念碑

当方の質問に対し、スナイダー公使より、昨日の事務レベル連絡をもつて日本側から承ることはすべて終り、自分の方からも在沖米側に対し、日本側の手配完了までKEEP QUIETするよう要請した、と述べた。

8. P-3※

スナイダー公使より、昨日条約局長より移転費の早期支出についてのお話は早速ワシントンに電話しておいたが、この問題はなんとかなると思う。ただし、台風等予見しえざる事由で工事が間合<sup>い</sup>合わなくなつた場合は、暫定的に那覇空港をAリストに移すこととしたく、この点たとえば書簡の交換（非公表）等なんらかのCAVEATが必要である、と述べた。当方より、米海軍当局が工事促進に協力してもらえるか否かにもよることであると指摘したところ、先方は技術的に工事計画明細を早期に確定することは困難であり、かつ、復帰の日も決つたわけではないからとして、上記のごとき文書を是非必要とする

旨述べ、結局文言につき双方でさらに検討することとした。

#### 9. 請求権※

わが方より、日本側は外務、大蔵両省とも非常に立場がはつきりしている旨述べたところ、スナイダー公使は、本国において種々努力中であり、愛知大臣・ロジャーズ長官会談以前に國務長官に結果を報告する手筈となつている。なお、國務省の法律専門家は、財源について議会の APPROPRIATION の過程を避けることを可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

#### 10. FBIS

吉野局長より、FBISについては復帰までに軍の運営にかかるものとなつていることが必要なる旨指摘、スナイダー公使は、目下必要なペーパーワークを行ないおろし、近く完了の予定であるが、北海道千歳のFBISと同様のものとすれば、問題なかるべし（その場合、現行の在沖米軍基地の表示もそれに合わせて変更する。）と述べた。

#### 11. 合同委員会で決定さるべき事項

当方質問に答えスナイダー公使より、協定署名後できる限り早い時期に協議、確定したいと述べた。

#### 12. 与儀 F O E タンクの返還

スナイダー公使より、本件につきまだ本国より最終調合がきていないが、E S S O の新施設工事完了の上与儀を返還する予定のところ、E S S O の工事が復帰日までに完成しない場合は、これをカバーするなんらかの文言が必要であるらう、と述べた。アメリカ局長より、与儀は数少ない目玉商品の一つであり、わが方がこれが復帰時において返還されることを強く望んでいる点を米側として常に KEEP IN MIND してほしいと強調した。

15 (回覧番号) 外務省電信案 (分類)

極秘 無期限	符字表示 (暗) 略 平 第 559 号	総第 09 066 号 昭和 年 月 日 時 分 秒 JUN 9 15 50
大至急	至急 普通 LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 後 2464
---	-------------------------------	---

協同先	条約局長	条約課長
大使 臨時代理大使 在 仙中山	大使 臨時代理大使 在 米牛場	大臣 発 代理

件名 沖縄返還交渉(請求権)

限配布

工 9日 井川、ス十俊一合講において、米側より提議のあった請求権に同様提案次の通り。

(1) 冒頭 米側より、鋭意検討の結果 1896年

昭和十六年四月七日付  
極秘指示を解除す  
外務省にのみ  
577  
井川、ス十俊一

字済

(※印刷内は電信配入)

(昭和四二・七一改正)

GB-3

2月制定の「Disposition of trust funds received from foreign governments for citizens of U.S.」に基づき請求権に關する日本側の提案と受諾が可能なところ、~~...~~ (と述べた上次の通り提案越した。)

(イ) 日本側より条約3項案に次の通り追加する。

「Provided, however, that the total contribution to be made under provisions of this paragraph shall not exceed U.S. dollars 4 million.」

(ロ) 前記 Trust Fund 設立のため、愛知大臣よりア仲-大使宛に決の如き不台表書簡の提出を要す。

「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため4百万ドルを米側に支払うことである」旨の不公表書簡の発出を中要とする。

~~mutual understanding of the two governments that U.S. dollars 4 million of the total financial settlement will be provided to USG in trust to make ex-gratia payments USG undertakes to make under paragraph 3 of Article~~

(7) General Accountants

件書簡は米政府部内事務上中要とされるべきである場合に提示するにどうやら、その場合も極秘資料として取扱うものであり日本側に泄露となるようなことは無いことを assure した。本件書簡がないと請求取に因り日本側の提案は受諾されないうる。

(ii) Y系に因り米側説明振付に因り、

(1) は米側の同意の問題あり(米側は米側の手続きを  
米側の手続きを4百に甲乙とわけておく)。協定に  
書く必要なく、かつ、不慮ある(口)に付しては Confident  
な書類とありと資金源について書くことは全く不可  
難い旨を強く要請す。

17  
170  
171

執拗に申し送りし、<sup>170</sup> 必要に  
for necessary expenses including the  
establishment of Trust Fund for the  
ex-gratia payments to be made under  
Article 4. <sup>171</sup> 追記にて説明せざるを得ない  
ことを了承願いたい。

(2) 右に對し我方は、前記(1)に於ては了  
承す。 ~~(1) 及び (2) の間には同意せず~~  
~~Trust Fund 設立の目的は~~  
~~米側内部の手続きの問題(5) 日米の~~  
~~了解が主とすべきで、相互に強制的な責~~  
~~任を負ふべきものではない。米側は日米間の~~  
~~交渉が米側の利益を優先し、米側の利益を~~  
~~確保すべきものである。日米間の交渉は~~

(3) 種々汗流の後、別案の草案文を提示

米側の手続き(口)の要請を強く

した。又、<sup>170</sup> 日本側は米側の手続きを  
越えておいて、Ad Ref. として管理す  
べきこと、<sup>171</sup> 日本側の提案を米側政府  
へ照会する旨述べた。我方は、日本  
側として政府内部で検討して、何  
れか決定した上で、至急米側と協定すべ  
し旨を米側に伝へる旨述べた。

2. 上記の次第に於て、別案日本側案に  
米側の同意を得るべく、米側にお  
いても、米側の説明を踏まえて、  
我方立場を  
米側の利益を優先する旨を

別案と共に、米へ転送す。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限 評の内 <b>大至急</b>	符号表示 (暗) 略 平 第 500 号 大至急・至急・普通・LTF	総第 09 068 号 昭和 年 月 日 時 分 秒 JUN 9 155.0 発電係
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米路所 起案 昭和46年6月9日 提案者 佐藤 電話番号 2464
協成先 郵長 郵長		
在 仙 中 総領事	大使 臨時代理大使 代理	代理 あて 福田外務大臣 発
在 米 牛 場 総領事	大使 臨時代理大使 代理	あて
件名 許経通達交渉 (清中書) 注覚才559号別電。		

(昭和四二七一改正)

GB-1

極秘  
無期限  
各部の内  
3号

Confidential letter from Foreign Minister  
 The GOJ has agreed to Article 7 as a global settlement of the financial problems in connection with the reversion of Okinawa. It is the understanding of the GOJ that the USG will set aside 4 million dollars out of this global settlement to establish a trust fund for the USG to make ex-gratia payments in accordance with Article IV, paragraph 3.  
~~2. No proviso in Article IV, paragraph 3.~~

享  
濟



極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本大臣より。本件書簡の表現振りについては、既に東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、よりしん重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるのて、米側の法的な要件をみたとしつつ、日本側の立場をも配慮した表現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より。本日長官の返事いただく必要はないが、返かん協定の発効日を4月/日とすることをオキナワけん民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に大きな関心を有するものであることをお伝えしたい旨述べた。

これに対し、「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、極めて困難であり、過早に協定発効日を論ずることは議会の反ばつをまねくということも考慮しなくてはならない。しかしながら、オキナワけん民、および日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで、本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、一昨日もお話ししたとおり、ぜひとも/7日

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に決めていただきたいと述べたところ。「ロ」長官は、本件については議会との関係上、われわれとしてはしん重にならざるをえず、かかる観点からすれば、/7日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、/7日調印にふみ切ることとした。

本日右を發表することおよび、署名時間は、ワシントン時間午前8時、東京時間午後9時とすることに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重要視していた問題であり、/7日調印にふみ切られたことについては感謝する旨述べた。

(了)

(米也/佐藤) 協定と案  
4月7日



吉野局長

年々長 栗山

昨日の外務委員会における局長の御答弁は、  
連日、今後在りての事、一委員会あり、  
委員事会におき、追及あり、  
これに對して、  
別紙を準備致し、  
用ひて、  
吉野局長の答弁は、本件書簡案は、  
少くも、  
と、  
本件書簡案の日本側案あり、  
少くも、  
と、

吉野

外務省

榎外のこと  
と御座る下  
さい。

米側が一般的  
に御座る下  
さい。  
本件につき  
おのづかの特徴  
がある。長子  
を中絶する  
こと。

秘  
無

外務委員会委員理事會に提案の

外務大臣書簡案の至本年と内容とつて

昭四七・四・十二

年々長 栗山

一 本件書簡案の問題となる際、交渉は、

米側は、  
の協定は、  
復之補償支払は、

復之補償支払は、  
の協定は、  
米側は、  
の協定は、  
復之補償支払は、

外務省

す。

(四) 日本政府は、三億二千百万ドルの中、約四百百万ドルを米と政府による復元補償を支払うための信託基金設立を乞うて支払う。この趣旨の外務大臣が不公表書簡を提出（米と政府内閣）におけり説明用)

二前記の米側を要求に対し、如何なるものか、米側

外務省

この通り表紙  
は電報の文  
字に注意  
を要する  
もの、また  
この文は  
断片的に  
提示する

この項の修訂は問題となり、(復元補償の金額が) いくらとみても日本政府は判断しえず、従って日米間の合意する性質のものではない。(四)の大臣書簡を提出するに、その必要なし。(五)の米側が信託基金を財源を支払うことについては、前述のとおり、他米と政府が復元補償の財源を乞うこと、この形を求め、これは米側が問題である。

この文は、真意を伝えず、説明可能

外務省

うまが局長の答弁  
が喰ひ違ひとして  
指摘される可  
能性ありし  
事件はさし  
本質的とは  
事例の要否  
に依りて  
ありしこと  
局長が「交渉  
を不承の如く  
し、お記憶の中  
おしと正確に  
おたし

日本政府が通知するところではないとして反論し  
三、おしおたし、事例がより要求の固執し  
たの交渉当事者から試案として作成し  
件書簡案がある。(従って、事例が  
しおたし「日本側案」としてより  
正確に伝えらるることはない。)

四、事件書簡案は、その後検討し  
正確に伝えらるることはない。  
外務省

以下は「日本案  
のあれの内容  
がけしわらぬ」  
との趣旨の  
追及に對する  
説明

連絡の結果、おしおたしとは従来より基本的  
場と基つた、おしおたし文書が伊予を  
試案を正式として上げることなく  
おしおたし、交渉当事者の意  
て言え、この書簡案は、在り  
要おしおたしとは本質的  
立場を説明し

この結果、  
同じ四百万  
トレはあつて  
制限額が  
意味がなくなつて  
と平佐志

と、復元補償の支払に限度を設けたこととし
る。
(四) 書簡案の内容は、日本が信託基金のた
り四百万ドルを支払ふ。とつて趣旨は、
米子に三億二千万ドルのうち四百万ドルを信
託基金のたまりに留保する。と日本が知
る。とつて趣旨とする。
(米子に) 趣旨は、

外務省

の協定が、米子に復元補償は日本が知ることとする。

1944

外務省

この文は前記  
の說明より  
めり有利な  
事である。

右一才の措置に對し、少外方として格別異存
はなはとつゝ意味)
五、このよくな案が米側が故にそのとは程遠
く、このことは米側が交渉當事者から日本政府の
訓令を越えしものありと述べる直電報に
書かれたりすることありと明くする。 (この案
ありは日本政府が正式に對案となりて之を認め

外務省

この少外方の条件に關する強硬な交渉態度が
米側として当初も亦撤回せしめ、この
成功した原因である。

外務省